

こども共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、こども共済事業規約（以下「規約」といいます。）第<u>97</u>条（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>	<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、こども共済事業規約（以下「規約」といいます。）第 <u>96</u> 条（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>
<p>(共済契約の型)</p> <p>第2条 規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第2項にもとづく共済契約の型および各共済契約の型の共済掛金額 <u>ならびに共済契約の型ごとに被共済者となることのできる者の年齢</u>は、別表第1「共済契約の型」に定めます。</p>	<p>(共済契約の型)</p> <p>第2条 規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第2項にもとづく共済契約の型および各共済契約の型の共済掛金額 【挿入】は、別表第1「共済契約の型」に定めます。</p>
<p>(生計を共にする者の範囲)</p> <p>第4条 前条、規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号、<u>ならびに第11条（共済金受取人の代理人）第6項第3号</u>に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>	<p>(生計を共にする者の範囲)</p> <p>第4条 前条 <u>ならびに</u>規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号 【挿入】に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>
<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)</p> <p>第5条 【中略】</p> <p>4. 規約第11条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項 <u>第1号</u>に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深</p>	<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)</p> <p>第5条 【中略】</p> <p>4. 規約第11条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項 【挿入】に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深</p>

新条文	旧条文
<p>昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>	<p>昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>
<p>(複数契約の取扱い) 第7条 【中略】 <u>2. この会の実施する学生総合共済（以下、「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、<u>先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</u></u></p>	<p>(複数契約の取扱い) 第7条 【中略】 【挿入】</p>
<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い) 第9条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約第<u>101</u>条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限り 【以下略】</p>	<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い) 第9条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）第4項および第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約第<u>100</u>条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限り 【以下略】</p>

新条文	旧条文
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第13条 規約第43条(基本契約共済金額)、第48条(災害死亡特約共済金額)、第58条(疾病入院特約共済金額)および第63条(災害入院特約共済金額)の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済(以下、「終身共済」といいます。)、<u>学生総合共済、および全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済(以下、「短期生命共済」といいます。ただし、本条においては、2022年(令和4年)4月1日以降に発効した契約に限り、)</u>と通算して死亡共済金額(災害死亡共済金を含みます。)および重度障害共済金額(災害重度障害共済金を含みます。)<u>それぞれ</u>1,000万円とします。〔削除〕</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 この会の実施する定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)</p> <p>第13条 規約第43条(基本契約共済金額)、第48条(災害死亡特約共済金額)、第58条(疾病入院特約共済金額)および第63条(災害入院特約共済金額)の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済〔挿入〕と通算して死亡共済金額〔挿入〕および重度障害共済金額〔挿入〕1,000万円とします。<u>(災害死亡共済金と災害重度障害共済金を含みます。)</u></p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 この会の実施する定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p>
<p>(移行契約)</p> <p>第16条 共済契約者は、被共済者について、生命共済の契約の共済期間の中途または満了後にこども共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済の契約について解約または満了すると同時にこども共済の契約を締結することができます。</p>	<p>(移行契約)</p> <p>第16条 共済契約者は、被共済者について、生命共済の契約の共済期間の中途または満了後にこども共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済の契約について解約または満了すると同時にこども共済の契約を締結することができます。</p>

新条文	旧条文												
<p><u>2. 共済契約者は、被共済者について、学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなりこども共済の契約に変更しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時にこども共済の契約を締結することができます。</u></p> <p><u>3. 共済契約者は、被共済者について、短期生命共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり（ただし、学生総合共済事業規約第1条（通則）第2項に基づく共同引受制度に該当する場合は前項によります。）こども共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時にこども共済の契約を締結することができます。</u></p> <p><u>4. 前3項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</u></p> <p><u>5. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の申し出がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</u></p> <p>(1) 被共済者を男性とする共済契約</p>	<p>〔挿入〕</p> <p>〔挿入〕</p> <p><u>2. 前〔挿入〕項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</u></p> <p><u>3. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日までに共済契約者から契約を変更する意思の申し出がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</u></p> <p>(1) 被共済者を男性とする共済契約</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 1184 613 1230">満了となる共済契約の型</th> <th data-bbox="613 1184 1016 1230">締結する共済契約の型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 1230 613 1334">別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型</td> <td data-bbox="613 1230 1016 1334">生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1334 613 1393">別表第1「共済契約の型」</td> <td data-bbox="613 1334 1016 1393">緩和1000型</td> </tr> </tbody> </table>	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知	別表第1「共済契約の型」	緩和1000型	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1200 1184 1581 1230">満了となる共済契約の型</th> <th data-bbox="1581 1184 1962 1230">締結する共済契約の型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1200 1230 1581 1334">別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型</td> <td data-bbox="1581 1230 1962 1334">生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1200 1334 1581 1393">別表第1「共済契約の型」</td> <td data-bbox="1581 1334 1962 1393">1000型</td> </tr> </tbody> </table>	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV	別表第1「共済契約の型」	1000型
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型												
別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の告知												
別表第1「共済契約の型」	緩和1000型												
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型												
別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV												
別表第1「共済契約の型」	1000型												

新条文		旧条文	
の J 1000-2 型		の J 1000-2 型	
別表第 1 「共済契約の型」 の J 1600 型		別表第 1 「共済契約の型」 の J 1600 型	
別表第 1 「共済契約の型」 の J 1900 型		別表第 1 「共済契約の型」 の J 1900 型	
別表第 1 「共済契約の型」 の J 2000-1 型	生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」 の <u>2000-1 型 (男性)</u>	別表第 1 「共済契約の型」 の J 2000-1 型	生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」 の <u>V</u> <u>2000-1 型</u>
別表第 1 「共済契約の型」 の J 2000-2 型	生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」 の <u>2000-2 型 (男性)</u>	別表第 1 「共済契約の型」 の J 2000-2 型	生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」 の <u>V</u> <u>2000-2 型</u>
(2) 被共済者を女性とする共済契約		(2) 被共済者を女性とする共済契約	
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型
別表第 1 「共済契約の型」 の J 1000-1 型		別表第 1 「共済契約の型」 の J 1000-1 型	
別表第 1 「共済契約の型」 の J 1000-2 型	生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」 の <u>告知緩 和</u> 1000 型	別表第 1 「共済契約の型」 の J 1000-2 型	生命共済事業細則別表 第 1 「共済契約の型」 の <u>V</u> 1000 型
別表第 1 「共済契約の型」 の J 1600 型		別表第 1 「共済契約の型」 の J 1600 型	
別表第 1 「共済契約の型」 の J 1900 型		別表第 1 「共済契約の型」 の J 1900 型	
別表第 1 「共済契約の型」 の J 2000-1 型	生命共済事業細則別表第 1 「共済契約の型」 の <u>2000-1 型 (女性)</u>	別表第 1 「共済契約の型」 の J 2000-1 型	生命共済事業細則別表 第 1 「共済契約の型」 の <u>L</u> <u>2000-1 型</u>

新条文		旧条文	
別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の <u>2000-2型(女性)</u>	別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」の <u>L2000-2型</u>
<p><u>6.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>7.</u> 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>8.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p><u>9.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>10.</u> この会は、移行契約において、第23条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p>		<p><u>4.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>5.</u> 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>6.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p><u>7.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>8.</u> この会は、移行契約において、第23条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p>	
(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い)		(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い)	

新条文	旧条文
<p>第23条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う<u>保障を契約</u>しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。<u>なお、学生総合共済および短期生命共済における重度後遺障害共済金はこども共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金と同種とみなしません。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第23条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う<u>特約を付帯</u>しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。〔挿入〕</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第24条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>（1）更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。<u>ただし、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約が学生総合共済または短期生命共済の場合は、その発効日から起算して共済金を支払います。</u></p> <p>（2）前号に当てはまらない部分については、更新もしくは</p>	<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第24条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>（1）更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。〔挿入〕</p> <p>（2）前号に当てはまらない部分については、更新もしくは</p>

新条文	旧条文
<p>は更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p><u>4. 被共済者が学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項および短期生命共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、こども共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第60条（疾病入院共済金）第2項、第61条（疾病長期入院共済金）第2項、第74条（手術共済金（2022年8月31日以前に受けた手術））第2項、第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第3項、第87条（疾病先進医療共済金）第2項および第89条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</u></p>	<p>は更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>〔挿入〕</p>
<p>（生死不明の状態）</p> <p>第26条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第27条（生死不明の場合の共済金の支払い）にもとづき次の各号に掲げる日において当該者が死亡したものとみなして規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第79条（親<u>扶養者</u>死亡共済金および親<u>扶養者</u>重度障害共済金）および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）の規定を適用します。</p> <p>（1）当該者が失踪宣告を受けたとき 普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特</p>	<p>（生死不明の状態）</p> <p>第26条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第27条（生死不明の場合の共済金の支払い）にもとづき次の各号に掲げる日において当該者が死亡したものとみなして規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第78条（親〔挿入〕死亡共済金および親〔挿入〕重度障害共済金）および第82条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）の規定を適用します。</p> <p>（1）当該者が失踪宣告を受けたとき 普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特</p>

新条文	旧条文
<p>別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p> <p>(2) 当該者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき</p> <p>ア. 航空機の事故の場合 30日</p> <p>イ. 船舶の事故の場合 3ヵ月</p> <p>ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年</p> <p>その危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p> <p>ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、当該者が死亡したものと認められるときは、各死亡共済金を支払うことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p> <p>(2) 当該者が船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき</p> <p>ア. 航空機の事故の場合 30日</p> <p>イ. 船舶の事故の場合 3ヵ月</p> <p>ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年</p> <p>その危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</p> <p>ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、当該者が死亡したものと認められるときは、各死亡共済金を支払うことができます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(重度障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第27条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害および後遺障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>(2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項または規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>(3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害</p>	<p>(重度障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第27条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、次の各号のいずれかに該当する場合、重度障害および後遺障害について症状が固定したものとみなします。</p> <p>(1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき</p> <p>(2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項または規約別表第3「後遺障害等級別支払割合表」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき</p> <p>(3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害</p>

新条文	旧条文
<p>認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から<u>2年を経過した日</u>において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。）</p>	<p>認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から<u>2年目</u>において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします。）</p>
<p>（障害等級の認定） 第28条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第55条（災害後遺障害共済金）、第<u>79</u>条（親<u>扶養者</u>死亡共済金および親<u>扶養者</u>重度障害共済金）および第<u>83</u>条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。</p>	<p>（障害等級の認定） 第28条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第55条（災害後遺障害共済金）、第<u>78</u>条（親<u>【挿入】</u>死亡共済金および親<u>【挿入】</u>重度障害共済金）および第<u>82</u>条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。</p>
<p>（指定職業） 第29条 規約第52条（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第10号、第62条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第4号、第67条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第8号および第<u>84</u>条（扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第10号に定める「指定職業」とは、次の各号のとおりです。 (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類するもの (2) テストパイロット、テストドライバーその他これらに類するもの (3) 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 (4) 国際平和協力隊員その他これに類するもの（海外派遣中の全期間を従事中とみなします。）</p>	<p>（指定職業） 第29条 規約第52条（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第10号、第62条（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第4号、第67条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）第1項第8号および第<u>83</u>条（扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合）第1項第10号に定める「指定職業」とは、次の各号のとおりです。 (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類するもの (2) テストパイロット、テストドライバーその他これらに類するもの (3) 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 (4) 国際平和協力隊員その他これに類するもの（海外派遣中の全期間を従事中とみなします。）</p>

新条文	旧条文
<p>(精神障害の定義)</p> <p>第30条 規約第52条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第7号、<u>第84条(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第7号および第90条(先進医療特約の共済金を支払わない場合) 第1項第1号</u>における「精神障害」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版) 準拠(厚生労働省大臣官房統計情報部編)」(以下「分類提要」といいます。)の分類(F00～F99)によります。</p>	<p>(精神障害の定義)</p> <p>第30条 規約第52条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第7号【挿入】における「精神障害」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版) 準拠(厚生労働省大臣官房統計情報部編)」(以下「分類提要」といいます。)の分類(F00～F99)によります。</p>
<p>(泥酔の定義)</p> <p>第31条 規約第52条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第8号、<u>第84条(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第8号および第90条(先進医療特約の共済金を支払わない場合) 第1項第2号</u>における「泥酔」とは、アルコールの血中濃度0.35%以上(血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上)とします。</p>	<p>(泥酔の定義)</p> <p>第31条 規約第52条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第8号<u>および第83条</u>(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第8号【挿入】における「泥酔」とは、アルコールの血中濃度0.35%以上(血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上)とします。</p>
<p>(健康保険<u>および公的医療保険制度</u>の範囲)</p> <p>第35条 第32条(入院および通院の定義)第6項および規約第74条(手術共済金(<u>2022年8月31日以前に受けた手術</u>))第6項における「健康保険」、<u>ならびに規約第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術)) 第2項における「公的医療保険制度」</u>とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)</p>	<p>(健康保険【挿入】の範囲)</p> <p>第35条 第32条(入院および通院の定義)第6項および規約第74条(手術共済金【挿入】)第6項における「健康保険」【挿入】とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号） (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号） (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号） (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号） (6) <u>船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）</u> (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）</p>	<p>(2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号） (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号） (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号） (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号） (6) <u>船員組合法（昭和22年9月1日法律第100号）</u> (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）</p>
<p>（臓器等の定義） 第36条 規約第60条（疾病入院共済金）第10項、第74条（手術共済金 <u>（2022年8月31日以前に受けた手術）</u>）第6項、<u>第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第9項</u>および第87条（疾病先進医療共済金）第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>	<p>（臓器等の定義） 第36条 規約第60条（疾病入院共済金）第10項、第74条（手術共済金 〔挿入〕）第6項 〔挿入〕 および第86条（疾病先進医療共済金）第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</p>
<p><u>（診療報酬点数の定義）</u> 第37条 規約別表第5「手術支払倍率表」における「診療報酬点数」とは、実施した手術に割り当てられた診療報酬点数のみをいいます。各種加算等その他の点数は含みません。また、「短期滞在手術（手術、入院等の費用が一括して算定されるもの）」は、実施した手術の診療報酬点数のみをいいます。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（薬物依存の定義） 第38条 〔以下略〕</p>	<p>（薬物依存の定義） 第37条 〔以下略〕</p>
<p>（他覚症状の定義） 第39条 〔以下略〕</p>	<p>（他覚症状の定義） 第38条 〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(扶養者の定義)</p> <p>第40条 規約第79条(親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金)および第83条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)における「被共済者の扶養者」とは、被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者をいいます。なお、扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金の支払いにおいては、不慮の事故発生時における被共済者の扶養者を指します。</p>	<p>(扶養者の定義)</p> <p>第39条 規約第78条(親〔挿入〕死亡共済金および親〔挿入〕重度障害共済金)および第82条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)における「被共済者の扶養者」とは、被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者をいいます。なお、扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金の支払いにおいては、不慮の事故発生時における被共済者の扶養者を指します。</p>
<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第41条 規約第45条(死亡共済金および重度障害共済金)第2項第2号、第60条(疾病入院共済金)第2項、第61条(疾病長期入院共済金)第2項、第74条(手術共済金 <u>(2022年8月31日以前に受けた手術)</u>)第2項、<u>第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))</u>第3項、第80条(親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第4号、第87条(疾病先進医療共済金)第2項および第89条(先進医療一時金)第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第80条(親扶養者死亡特約の共済金を支払わない場合)においては、「被共済者」を「当該親または扶養者」と〔削除〕読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>	<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p>第40条 規約第45条(死亡共済金および重度障害共済金)第2項第2号、第60条(疾病入院共済金)第2項、第61条(疾病長期入院共済金)第2項、第74条(手術共済金 〔挿入〕)第2項、〔挿入〕第79条(親〔挿入〕死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第4号、第86条(疾病先進医療共済金)第2項および第88条(先進医療一時金)第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約第79条(親〔挿入〕死亡特約の共済金を支払わない場合)においては、「被共済者」を「当該親または扶養者」とそれぞれ読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>
<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p>	<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p>

新条文	旧条文
<p>第42条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める「急激かつ偶然な外因による事故」とは、次の各号の条件をすべて満たす事故をいいます。ただし、規約第83条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)においては、第2号および第3号に定める「被共済者」を「被共済者の扶養者」とそれぞれ読み替えます。</p> <p>(1)「急激」とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)</p> <p>(2)「偶然」とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。</p> <p>(3)「外因」とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)</p>	<p>第41条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に定める「急激かつ偶然な外因による事故」とは、次の各号の条件をすべて満たす事故をいいます。ただし、規約第82条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金)においては、第2号および第3号に定める「被共済者」を「被共済者の扶養者」とそれぞれ読み替えます。</p> <p>(1)「急激」とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)</p> <p>(2)「偶然」とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。</p> <p>(3)「外因」とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)</p>
<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p>第43条 【中略】</p> <p>2. 前項に定める固定具とは、<u>ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。なお、内固定、サポーター、テーピング、包帯、絆創膏等は含みません。</u></p> <p>【以下略】</p>	<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を 通院日と認める場合)</p> <p>第42条 【中略】</p> <p>2. 前項に定める固定具には、<u>内固定、サポーター、テーピング、包帯、絆創膏等は含みません。</u></p> <p>【以下略】</p>
<p>(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を 通院日と認める場合)</p> <p>第44条 【以下略】</p>	<p>(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を 通院日と認める場合)</p> <p>第43条 【以下略】</p>
<p>(同一の原因による入院の取扱い)</p> <p>第45条 【以下略】</p>	<p>(同一の原因による入院の取扱い)</p> <p>第44条 【以下略】</p>
<p>(申込日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医</p>	<p>(申込日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医</p>

新条文	旧条文
<p>療の取扱い)</p> <p>第46条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第60条（疾病入院共済金）、第61条（疾病長期入院共済金）、第74条（手術共済金 <u>（2022年8月31日以前に受けた手術）</u>）、<u>第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術）</u>）、第87条（疾病先進医療共済金）および第89条（先進医療一時金）の規定を適用します。</p>	<p>療の取扱い)</p> <p>第45条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第60条（疾病入院共済金）、第61条（疾病長期入院共済金）、第74条（手術共済金 〔挿入〕）、〔挿入〕第86条（疾病先進医療共済金）および第88条（先進医療一時金）の規定を適用します。</p>
<p>（基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、親<u>扶養者</u>死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用）</p> <p>第47条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第55条（災害後遺障害共済金）第1項、第74条（手術共済金 <u>（2022年8月31日以前に受けた手術）</u>）第1項、<u>第75条（手術共済金（2022年9月1日以降に受けた手術））第1項、第79条（親<u>扶養者</u>死亡共済金および親<u>扶養者</u>重度障害共済金）第1項および第83条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）第1項</u>における各共済金額は、共済事故が発生したときの契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第50条（災害死亡共済金および災害重</p>	<p>（基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、親 〔挿入〕死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用）</p> <p>第46条 規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）第1項、第55条（災害後遺障害共済金）第1項、第74条（手術共済金 〔挿入〕）第1項、〔挿入〕第78条（親 〔挿入〕死亡共済金および親 〔挿入〕重度障害共済金）第1項および第82条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）第1項における各共済金額は、共済事故が発生したときの契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第50条（災害死亡共済金および災害重</p>

新条文	旧条文
<p>度障害共済金) 第1項、第55条(災害後遺障害共済金) 第1項、第74条(手術共済金 <u>(2022年8月31日以前に受けた手術)</u>) 第1項第2号、<u>第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術)) 第1項第2号</u>および第83条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第1項における各特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第74条(手術共済金 <u>(2022年8月31日以前に受けた手術)</u>) 第6項第2号<u>および第75条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術)) 第9項第2号</u>の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>度障害共済金) 第1項、第55条(災害後遺障害共済金) 第1項、第74条(手術共済金 〔挿入〕) 第1項第2号 〔挿入〕 および第82条(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第1項における各特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第74条(手術共済金 〔挿入〕) 第6項第2号 〔挿入〕 の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用) 第48条 〔以下略〕</p>	<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用) 第47条 〔以下略〕</p>
<p>(災害通院特約共済金額の適用) 第49条 規約第70条(災害通院共済金) 第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第43条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) または第44条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。 2. 前項の規定にかかわらず、規約第70条(災害通院共済金) 第1項に定める通院の期間中、または第44条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p>	<p>(災害通院特約共済金額の適用) 第48条 規約第70条(災害通院共済金) 第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第42条(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) または第43条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。 2. 前項の規定にかかわらず、規約第70条(災害通院共済金) 第1項に定める通院の期間中、または第43条(2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合) に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。</p>

新条文	旧条文
〔以下略〕	〔以下略〕
(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例) 第50条 〔以下略〕	(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例) 第49条 〔以下略〕
(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例) 第51条 〔中略〕 3. 手術特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた手術であっても満了日以前の共済期間中の手術とみなして、規約第74条（手術共済金 <u>(2022年8月31日以前に受けた手術)</u> ）および第75条（手術共済金 <u>(2022年9月1日以降に受けた手術)</u> ）の規定を適用します。ただし、規約第60条（疾病入院共済金）または第65条（災害入院共済金）に定める各入院共済金が支払われる期間中の手術に限ります。 4. 先進医療特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた先進医療による療養について、その入院の原因となった傷病を直接の原因とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた療養であっても満了日以前の共済期間中の療養とみなして、規約第87条（疾病先進医療共済金）、第88条（災害先進医療共済金）および第89条（先進医療一	(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例) 第50条 〔中略〕 3. 手術特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた手術であっても満了日以前の共済期間中の手術とみなして、規約第74条（手術共済金 〔挿入〕 〔挿入〕 ）の規定を適用します。ただし、規約第60条（疾病入院共済金）または第65条（災害入院共済金）に定める各入院共済金が支払われる期間中の手術に限ります。 4. 先進医療特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた先進医療による療養について、その入院の原因となった傷病を直接の原因とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた療養であっても満了日以前の共済期間中の療養とみなして、規約第86条（疾病先進医療共済金）、第87条（災害先進医療共済金）および第88条（先進医療一

新条文	旧条文
<p>時金)の規定を適用します。ただし、規約第60条(疾病入院共済金)または第65条(災害入院共済金)に定める各入院共済金が支払われる期間中の療養に限ります。</p>	<p>時金)の規定を適用します。ただし、規約第60条(疾病入院共済金)または第65条(災害入院共済金)に定める各入院共済金が支払われる期間中の療養に限ります。</p>
<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例) 第52条 【以下略】</p>	<p>(入院中に共済契約が消滅した場合の特例) 第51条 【以下略】</p>
<p>(外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い) 第53条 【以下略】</p>	<p>(外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い) 第52条 【以下略】</p>
<p>(感染症における事故日の取扱い) 第54条 【以下略】</p>	<p>(感染症における事故日の取扱い) 第53条 【以下略】</p>
<p><u>(「手術特約の共済金を支払わない場合」の準用)</u> 第55条 <u>規約第76条(手術特約の共済金を支払わない場合)の規定は、第74条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))においても、準用します。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p>(契約者割戻金の割り当て) 第56条 規約第92条(契約者割戻金)第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日 <u>において有効であった共済契約</u>」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条(共済契約の消滅)により消滅した共済契約をいいます。</p>	<p>(契約者割戻金の割り当て) 第54条 規約第91条(契約者割戻金)第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日 <u>に有効な共済契約</u>」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条(共済契約の消滅)により消滅した共済契約をいいます。</p>
<p>(契約者割戻金の支払方法) 第57条 規約第92条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。 (1) この会の会員の組合員出資金への振り替え (2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法) 第55条 規約第91条(契約者割戻金)に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。 (1) この会の会員の組合員出資金への振り替え (2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い (4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い (5) 第60条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>2. 規約第92条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金は、この会より直接、またはこの会の会員を経由して、共済契約者に支払います。</p>	<p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い (4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い (5) 第58条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>2. 規約第91条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金は、この会より直接、またはこの会の会員を経由して、共済契約者に支払います。</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み） 第58条 【以下略】</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み） 第56条 【以下略】</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き） 第59条 【中略】</p> <p>4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p> <p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>【以下略】</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き） 第57条 【中略】</p> <p>4. 第1項第3号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に【挿入】共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p> <p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>【以下略】</p>
<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い） 第60条 【以下略】</p>	<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い） 第58条 【以下略】</p>
<p>（重複の回避） 第61条 第58条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める</p>	<p>（重複の回避） 第59条 第56条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める</p>

新条文	旧条文								
<p>共済契約の申込みが規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第58条を適用します。</p> <p>2. 第59条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人）第5項および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第59条を適用します。</p>	<p>共済契約の申込みが規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第56条を適用します。</p> <p>2. 第57条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人）第5項および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第57条を適用します。</p>								
<p>（共同引受制度での適用日の取扱い） 第62条 【以下略】</p>	<p>（共同引受制度での適用日の取扱い） 第60条 【以下略】</p>								
<p>（改 廃） 第63条 【以下略】</p>	<p>（改 廃） 第61条 【以下略】</p>								
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2021年（令和3年）5月31日細則一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1. この細則は2021年9月1日より施行します。</u></p>	<p style="text-align: center;">【新設】</p>								
<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>こども共済における共済契約の型は以下の通りです。</p> <p>なお、規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="165 1299 904 1362"> <tr> <td>契約の種類</td> <td>J 1000-1 型</td> <td>J 1000-2 型</td> <td>【削除】</td> </tr> </table>	契約の種類	J 1000-1 型	J 1000-2 型	【削除】	<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>こども共済における共済契約の型は以下の通りです。</p> <p>なお、規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="1106 1299 1845 1362"> <tr> <td>契約の種類</td> <td>J 1000-1 型</td> <td>J 1000-2 型</td> <td>J 1600 型 (注1)</td> </tr> </table>	契約の種類	J 1000-1 型	J 1000-2 型	J 1600 型 (注1)
契約の種類	J 1000-1 型	J 1000-2 型	【削除】						
契約の種類	J 1000-1 型	J 1000-2 型	J 1600 型 (注1)						

新条文					旧条文								
共済掛金額	1,000円		1,100円		[削除]								
加入可能年齢の範囲(注1)	0歳～満19歳		0歳～満19歳				[挿入]						
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	0歳～満29歳		0歳～満29歳				[挿入]						
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	[削除]		保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額
基本契約	10	100万円	10	100万円			基本契約	10	100万円	10	100万円	50	500万円
災害死亡特約	5	50万円	5	50万円			災害死亡特約	5	50万円	5	50万円	5	50万円
災害後遺障害特約	35	14～350万円	35	14～350万円			災害後遺障害特約	35	14～350万円	35	14～350万円	50	20～500万円
疾病入院特約【区分1】	60	6,000円	60	6,000円			疾病入院特約【区分1】	60	6,000円	60	6,000円	70	7,000円
災害入院特約	60	6,000円	60	6,000円			災害入院特約	60	6,000円	60	6,000円	70	7,000円
災害通院特約	20	2,000円	20	2,000円			災害通院特約	20	2,000円	20	2,000円	25	2,500円
手術特約	5	5・10・20万円	5	5・10・20万円			手術特約	5	5・10・20万円	5	5・10・20万円	7	7・14・28万円
親扶養者死亡特約	4	4万円	4	4万円			親[挿入]死亡特約	4	4万円	4	4万円	20	20万円
扶養者災害死亡特約	20	100万円	20	100万円			扶養者災害死亡特約	20	100万円	20	100万円	100	500万円
先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円			先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	0	-

新条文						旧条文					
先進医療特約	0	-	10	最高 1,000万 円							
契約の種類	J 2000-1 型		J 2000-2 型			契約の種類	J 2000-1 型		J 2000-2 型		
共済掛金額	2,000 円		2,100 円			共済掛金額	2,000 円		2,100 円		
加入可能年齢の範囲 (注1)	0歳～満19歳		0歳～満19歳			〔挿入〕					
更新・更改可能年齢の範囲 (注2)	0歳～満29歳		0歳～満29歳			〔挿入〕					
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額							
基本契約	50	500万円	50	500万円	保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額		
災害死亡特約	30	300万円	30	300万円	基本契約	50	500万円	50	500万円		
災害後遺障害特約	70	28～700万円	70	28～700万円	災害死亡特約	30	300万円	30	300万円		
疾病入院特約【区分1】	100	1万円	100	1万円	災害後遺障害特約	70	28～700万円	70	28～700万円		
災害入院特約	100	1万円	100	1万円	疾病入院特約【区分1】	100	1万円	100	1万円		
災害通院特約	30	3,000円	30	3,000円	災害入院特約	100	1万円	100	1万円		
手術特約	10	10・20・40万円	10	10・20・40万円	災害通院特約	30	3,000円	30	3,000円		
親扶養者死亡特約	20	20万円	20	20万円	手術特約	10	10・20・40万円	10	10・20・40万円		
扶養者災害死亡特約	140	700万円	140	700万円	親〔挿入〕死亡特約	20	20万円	20	20万円		
先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円	扶養者災害死亡特約	140	700万円	140	700万円		
					先進医療特約	0	-	10	最高1,000万円		

新条文			旧条文		
契約の種類	J 1900 型		契約の種類	J 1900 型	
共済掛金額	1,900 円		共済掛金額	1,900 円	
<u>加入可能年齢の範囲(注1)</u>	0 歳～満 19 歳		〔挿入〕		
<u>更新・更改可能年齢の範囲(注2)</u>	0 歳～満 29 歳		〔挿入〕		
保障内容	口数	共済金額	保障内容	口数	共済金額
基本契約	10	100 万円	基本契約	10	100 万円
災害死亡特約	5	50 万円	災害死亡特約	5	50 万円
災害後遺障害特約	35	14～350 万円	災害後遺障害特約	35	14～350 万円
疾病入院特約【区分2】	50	5,000 円	疾病入院特約【区分2】	50	5,000 円
災害入院特約	50	5,000 円	災害入院特約	50	5,000 円
災害通院特約	20	2,000 円	災害通院特約	20	2,000 円
手術特約	4	4・8・16 万円	手術特約	4	4・8・16 万円
親 <u>扶養者</u> 死亡特約	4	4 万円	親〔挿入〕死亡特約	4	4 万円
扶養者災害死亡特約	20	100 万円	扶養者災害死亡特約	20	100 万円
先進医療特約	0	-	先進医療特約	0	-
〔挿入〕			〔挿入〕		
<u>契約の種類</u>	<u>J 1600 型</u>				
<u>共済掛金額</u>	<u>1,600 円</u>				
<u>加入可能年齢の範囲(注1)</u>	<u>0 歳～満 19 歳</u>				
<u>更新可能年齢の範囲(注2)</u>	<u>0 歳～満 29 歳</u>				

新条文			旧条文
<u>保障内容</u>	<u>口数</u>	<u>共済金額</u>	
<u>基本契約</u>	<u>50</u>	<u>500万円</u>	
<u>災害死亡特約</u>	<u>5</u>	<u>50万円</u>	
<u>災害後遺障害特約</u>	<u>50</u>	<u>20～500万円</u>	
<u>疾病入院特約【区分1】</u>	<u>70</u>	<u>7,000円</u>	
<u>災害入院特約</u>	<u>70</u>	<u>7,000円</u>	
<u>災害通院特約</u>	<u>25</u>	<u>2,500円</u>	
<u>手術特約</u>	<u>7</u>	<u>7・14・28万円</u>	
<u>親扶養者死亡特約</u>	<u>20</u>	<u>20万円</u>	
<u>扶養者災害死亡特約</u>	<u>100</u>	<u>500万円</u>	
<u>先進医療特約</u>	<u>0</u>	<u>-</u>	
<p>(注)</p> <p><u>1. 「加入可能年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</u></p> <p><u>2. 「更新・更改可能年齢の範囲」および「更新可能年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。なおJ1600型は、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。</u></p>			<p>(注)</p> <p><u>1. J1600型については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。</u></p>
<p>別表第2 共済金請求時の提出書類</p> <p>1. 共済金受取人が、各共済金の請求にあたって提出する書類は、この会所定の共済金請求書と次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">● 提出いただく書類</p>			<p>別表第2 共済金請求時の提出書類</p> <p>1. 共済金受取人が、各共済金の請求にあたって提出する書類は、この会所定の共済金請求書と次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">● 提出いただく書類</p>

新条文														旧条文													
証する書類														書類													
死亡を確認できる公的証明書														死亡を確認できる公的証明書													
親であることの公的証明書														親であることの公的証明書													
扶養者であることの公的証明書														扶養者であることの公的証明書													
委任状	●		●											委任状	●		●										
委任者の印鑑登録証明書	●		●											委任者の印鑑登録証明書	●		●										
<p>*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>														<p>*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p>〔以下略〕</p>													